（社会教育調査規則の一部改正）

第二条　社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「都道府県」の下に「若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。